青森県教育委員会第七百五十八回定例会

兀	三	
職員の懲戒処その他	議案第三号 議案第三号	報告第一号
20分の状況	学校職員の人事について	議案に対する意見について 1

場 期

所日

教育庁教育委員会室平成二十四年三月二十一日(水)

開

会

会

議

次第

告

五.

閉

会

報告第一号

議案に対する意見について

ます。 する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告し知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関

記

平成二十三年度青森県一般会計補正予算 (第九号) 案 (教育委員会所管分)

議案第一号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県教育職員免許状に関する規則 (昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号) の一部を次のよ

削り、 第十号様式中 氏 2を1とし、 (ふりがな) ₩ 3を2とする。 (III) を 天 (ふりがな) 松 に改め、 同様式の注中1を

第十一号様式及び第十二号様式中

天 (ふりがな) ₩ (E)

を 天 (ふりがな) 公

に改め、 同様式の注を次の

ように改める。

第十三号様式中 かがか 日本工業規格A4続長とする。

第十四号様式、質用の、2を1とし、	第十五号様式及び第十六号様式中し、3を2とする。	第 十 六 · テ	(ふりがな) (ふりがな)	」 に 改 め、	同様式の注中1を
(ふりがな) 氏 名		- を -	(ふりがな) 氏 名	に改め、	同様式の注を次の
2 この規則による改工 1 この規則は、公布の 所 則 別 所 則	ではは、田林田郷温裕A4鰲畑とする。 公布の日から施行する。	で A 4 楽 調	長とする。		
	3名改団前の様子に	より影響	とができる。 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残つているものは、この規則は、公布の日から施行する。	当分の間、	これを使用する

教員免許更新制に係る申請書類への押印の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。提案理由

議案第二号

青森県立学校学則等の一部を改正する規則案

青森県立学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則等の一部を改正する規則

(青森県立学校学則の一部改正)

第 「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。聴講料及び入学料」に、「青森県立高等学校授業料 第二十四条の見出し中「受講料」の下に「、聴講料」を加え、同条中「受講料及び入学料」を「受講料 青森県立学校学則 「青森県立高等学校授業料、 (昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。 受講料、 入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特

別の事由がある場合を定める規則の一部改正)

うに改正する。 る特別の事由がある場合を定める規則 青森県立高等学校授業料、 受講料、 (平成二十二年四 入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規 [月青森県教育委員会規則第七号) の 部を次 のよ

題名を次のように改める。

る規則 青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定め

等学校授業料等徴収条例」に、「第二条ただし書」を「第二条第一項ただし書」 一条中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を

第二条第一項中「 「第二条ただし書」を「第二条第一項ただし書」に改める。

第三条 員会規則第五号)の一部を次のように改正する。 三条 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則(昭和三(青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部改正) (昭和三十六年三月青森県教育委

等学校授業料等徴収条例」に、 第三条中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高 「別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この規則は、 平成二十四年四月一 日から施行する。

提案理 由

ため提案するものである。 青森県立高等学校授業料、 受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の改正に伴う所要の整理を行う

職員の懲戒処分の状況 平成24年3月(2月1日~3月20日分)

青森県教育委員会

事案 1 ①被処分者

上北地域十和田市の小学校 校長 (59歳 男性)

②事件の概要等

人身事故(治療期間が15日未満)

- ·平成23年11月17日(木)午前7時18分頃
- ・上北郡七戸町内の国道
- ・交差点の青信号が赤に変わりそうであったため減速した が、前を走行していた車が急減速していたのに気付くの が遅れ、追突したもの。
- ・事故の相手方(男性2名、15日未満の加療)

③処分内容

戒告

④処分年月日

平成24年2月10日

⑤その他

平成21年6月11日に人身事故を起こしていることから、 量定を加重。

事案 2 ①被処分者

上北地域十和田市の小学校 教諭(39歳 女性)

②事件の概要等

人身事故(治療期間が30日以上3月未満)

- ·平成23年8月10日(水)午前9時20分頃
- ・ 十和田市内の市道
- ・信号のない交差点に進入する際、前方の確認が不十分だったため、交差点右側から直進してきた自転車に気付くのが 遅れ、出合い頭に衝突したもの。
- ・事故の相手方(女性1名、約2ケ月の加療)

③処分内容

戒告

④処分年月日

平成24年2月28日